

# 第一種動物取扱業の新規登録手続き

## 登録申請の単位

業種別、事業所ごとの登録になります。例)Aペットショップが販売業とペットホテル(保管業)の両方を同一施設で行おうとする場合は、販売業と保管業の2つの登録申請が必要になります。複数の業種を一緒にまとめて申請するときは、登録申請書は別々になりますが、共通して使用できる添付書類等は1部提出で足りず。

## 登録申請手数料

1業種につき15,060円の登録申請手数料が必要です。複数業種の場合は【業種数×15,060円】の手数料がかかります。申請時に現金でお支払いください。

## 登録の有効期限

登録には5年間の有効期限があり、5年ごとに更新する必要があります。更新は1件につき7,560円の手数料が必要です。

## 登録先

神奈川県動物愛護センターにご来所いただき、登録申請に必要な書類を提出していただきます。(書類の内容について確認、審査等がありますので郵送では受け付けられません。)申請書は正本にその写し1通が必要です。

## 都市計画法・建築基準法関連の確認

都市計画法により定められている用途地域のうち、一部の地域で第一種動物取扱業を営むことが出来ない、又は建築物に制限がかかる地域があります。業の内容や所在地が決まりましたら、各市町村の担当課(都市計画課、建築指導課など)に確認して下さい。

## 業種

**販売** 動物小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖等

**保管** ペットホテル、トリミング、シッター等

**貸出** ペットレンタル、映画・撮影モデル、繁殖用等

**訓練** 動物の訓練・調教、出張訓練等

**展示** 動物園、水族館、ふれあいを目的とする体験乗馬、アニマルセラピー、猫カフェ等

**競りあわせ** 動物のオークション

**譲受飼養業** 老犬ホーム等

以上7業種となります。

## 動物取扱責任者

各事業所に1名以上(業種の兼務は可能)の「動物取扱責任者」の設置が登録の要件になっています。

また、動物取扱責任者は、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市あるいは横須賀市が開催する研修会のうち年1回以上の参加が義務づけられます。

「動物取扱責任者」の資格要件は以下のとおりです。  
[資格要件]①、②とも満たすこと

①常勤であること

②次の(1)～(3)のうちどれかにあてはまること

(1)獣医師又は愛玩動物看護師の免許を取得

(2)申請業種に関する半年以上の実務経験(常勤の職員として在職するものに限る)又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、申請業種に関する知識及び技術について1年以上の学校その他の教育機関を卒業していること

(3)申請業種に関する半年以上の実務経験(常勤の職員として在職するものに限る)又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性・専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、申請業種に関する知識や技術を習得していることの証明を得ていること

※②(2)及び(3)の半年以上の実務経験については、すでに登録されている施設での実務経験です(神奈川県内でなくても可)。実務を経験した施設が発行した実務経験証明書が必要となります。

## 重要事項説明者

事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管方法等に係る重要事項を説明し、または動物を取り扱う職員として、重要事項説明者を配置することになっています。また、事業所以外の場所で動物の取扱い、重要事項の説明がされる場合(ペットシッター、出張訓練等)は、事業所以外の場所の重要事項説明者についても申請書に記載をお願いします。資格要件は次の(1)～(3)のうちどれかにあてはまらなければなりません。

- (1) 申請業種に関する半年以上の実務経験があること
- (2) 申請業種に関する知識及び技術について1年間以上の学校その他の教育機関を卒業していること
- (3) 公平性・専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、申請業種に関する知識や技術を習得していることの証明を得ていること

### 登録申請後について

申請時に提出された書類に基づき、日程を調整した上で後日、施設調査を実施します(飼養施設のない事業所は書類審査のみ)。審査の結果支障がなければ登録完了の連絡の後、営業が可能となります。

### 申請に必要な書類

#### 第一種動物取扱業登録申請書 (様式第1)

1業種につき1枚、裏面備考を参考に記入して下さい。申請書は正・副2部提出していただきます(添付書類は正のみで結構です)。また、販売業、貸出業の方は様式第1別記、犬猫等販売業の方は様式第1別記2の書類も必要となります。

**添付書類** (複数業種で重複するものは1部で可)

- 法人の場合「登記事項証明書」
- 申請者(申請者が法人の場合は、その法人及びその法人の役員)及び事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が次(法第12条第1項第1号から第7号の2まで)に該当しないことを示す書類
- 規則第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類
- 第一種動物取扱業の実施の方法(販売業、貸出業のみ)(様式第1別記)
- 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図
  - イ ケージ等(動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。)
  - ロ 照明設備(営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く)
  - ハ 給水設備
  - ニ 排水設備
  - ホ 洗浄設備(飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。)
  - ヘ 消毒設備(飼養施設、設備等を消毒するための消毒液噴霧装置等をいう。)
  - ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

- チ 動物の死体の一時的保管場所
- リ 餌の保管設備
- ヌ 清掃設備
- ル 空調設備(屋外施設を除く)
- ヲ 遮光するため又は風雨を遮るための設備  
(ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く)
- ワ 訓練場(飼養施設において訓練を行う訓練業(動物の訓練を業として行うことをいう)を営もうとするものに限る)
- カ 温度計(県条例による設備)
- ヨ 隔離施設(疾病、負傷、妊娠中、幼齢動物等)
- タ 手洗い設備(利用者や従業員が利用しやすい場所に消毒液を備える)

○ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)

○飼養施設の付近の見取図

○法人の場合は役員の氏名及び住所

○動物取扱責任者、重要事項説明者の資格要件を証明する書類(卒業証書、各種修了証、実務経験証明書等)

\*実務経験に係る証明書

- ・動物取扱責任者となる人の住所、氏名、勤務していた施設名(登録番号を明記)、業種、勤務していた期間
- ・証明する人の住所、氏名、施設名、地位、動物取扱責任者となる人との関係

\*修了書、証明書等

○犬猫等健康安全計画(犬猫の販売をする場合)(様式第1別記2)

○事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを証明する書類

\*自己所有の場合

土地・建物の登記事項証明書又は登記簿謄本等

\*借受けている物の場合(法人・個人間、家族間の借受けを含む)

賃貸契約書又は管理規約(動物取扱業の営業について明記してあるものに限る)(賃貸契約書等を提出できない場合は、賃貸人が使用を承諾した旨を証明する書類)

○第一種動物取扱業登録証の郵送交付を希望される場合は、郵送先を記載した返信用封筒(A4の厚紙が折り曲げずに入るもの)と、返信用切手(登録する種別が1種類の場合・140円切手1枚、登録する種別が2種類以上の場合・180円切手1枚)をご用意ください。

別表

動物取扱責任者の要件（知識及び技術を習得していることの証明資格等）〈例示〉

	資格	団体名	認められる種別						
			販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあせん	譲受飼養
1	愛玩動物飼養管理士 (1級・2級)	公益社団法人日本愛玩動物協会	○	○	○	○	○	○	○
2	愛犬飼育管理士	一般社団法人ジャパンケネルクラブ	○	○	○	○	○	○	○
3	愛護動物取扱管理士	一般社団法人新潟県動物愛護協会	○	○	○	○	○	○	○
4	家庭犬訓練士(初級、中級、上級、教師)	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
5	家庭動物管理士(平成27年3月31日までは家庭動物販売士)	一般社団法人全国ペット協会	○	○	○		○	○	○
6	競技別指導者資格馬術コーチ	公益財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○	○	○
7	競技別指導者資格馬術指導員	公益財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○	○	○
8	競技別指導者資格馬術上級コーチ	公益財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○	○	○
9	公認訓練士	一般社団法人ジャパンケネルクラブ		○		○			○
10	公認訓練士	公益社団法人日本警察犬協会		○		○			○

	資格	団体名	認められる種別						
			販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあせん	譲受飼養
11	公認馬術指導者資格コーチ	公益財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○	○	○
12	公認馬術指導者資格指導者	公益財団法人日本体育協会	○	○	○	○	○	○	○
13	実験動物技術者（2級）	公益社団法人日本実験動物協会	○	○	○		○	○	○
14	小動物飼養販売管理士	協同組合ペット・サービスグループ（PSG）	○	○	○	○	○	○	○
15	乗馬指導者資格（初級）	公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○		○	○	○
16	乗馬指導者資格（中級）	公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	○	○	○	○	○	○	○
17	地方競馬教養センター騎手過程修了者	地方共同法人地方競馬全国協会	○	○	○	○	○	○	○
18	調教師	地方共同法人地方競馬全国協会	○	○	○	○	○	○	○
19	動物介在福祉士（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
20	動物看護師（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○

	資格	団体名	認められる種別						
			販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあわせん	譲受飼養
21	動物看護師（3級）	公益社団法人日本動物病院福祉協会	○	○	○	○	○	○	○
22	動物取扱士（3級）	NPO法人九州鳥獣保護協会	○	○	○	○	○	○	○
23	トリマー（初級、中級、上級、教師）	一般社団法人全日本動物専門教育協会	○	○	○	○	○	○	○
24	認定ペットシッター	ビジネス教育連盟ペットシッタースクール		○		○			○
25	ペットシッター士 ※平成21年4月1日以降取得したものに限る	NPO法人日本ペットシッター協会		○		○			○
26	GCT (Good Citizen Test)	一般社団法人優良家庭犬普及協会		○		○			○
27	JAHA認定家庭犬しつけインストラクター	公益社団法人日本動物病院福祉協会	○	○	○	○	○	○	○